

豊能地区講師希望者登録のお知らせ

《 令和2年度（2020年度）版 》

豊中市教育委員会
池田市教育委員会
箕面市教育委員会
豊能町教育委員会
能勢町教育委員会

豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）における公立学校の講師〔常勤講師・非常勤講師〕を希望される方は、下記の要領で講師希望者登録を行ってください。

◆登録できる方（次のいずれにも当てはまる方）

- 1 令和2年（2020年）4月1日時点で有効な当該校種・教科の普通免許状を有する方
（栄養教諭の登録は行っていません。小・中・義務教育学校の臨時技師として勤務されたい場合は各市町にお問い合わせ下さい。）
- 2 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない方
- 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない人

◆登録にあたっての注意事項

- 1 申込は豊能地区3市2町すべてに登録されます。
採用の必要が生じた場合には、各市町教育委員会の担当課より連絡いたします。
ただし、登録された人がすべて採用されるものではありません。必要が生じた場合に採用しますので、ご注意ください。
- 2 他の府県や大阪府・大阪市・堺市などで登録されていても、登録することができます。
- 3 登録の有効期限は、令和4年(2022年)3月31日までです。平成31年度(2019年度)版の登録をされている方は、令和3年(2021年)3月31日まで登録が有効ですので、あらためて登録をする必要はありません。
- 4 登録内容に変更が生じた場合、インターネットによる申込みをされた方は電子申込システムから再登録、持参又は郵送による申込みをされた方は申込書を提出した市町の担当課まで連絡してください。

◆登録申込み方法（次のいずれかの方法で行ってください）

- 1 インターネットによる申込み
大阪府豊能地区教職員人事協議会のホームページ (<https://toyono-jinjikyoo.com/>) 内の電子申込システムから登録を行ってください。
- 2 申込書の持参、又は郵送による申込み
別添の申込書に必要事項を記入のうえ、下記のいずれかの市又は町の教育委員会事務局の担当課まで提出（郵送可）してください。

【申込書提出先および問合せ先】

市町名	担当課名	受付時間	電話番号
豊中市	〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第一庁舎6階） 豊中市教育委員会事務局 教職員課	8：45 ～17：15	06-6858-2562
池田市	〒563-8666 池田市城南1-1-1（池田市役所5階） 池田市教育委員会事務局 教育部 教職員課	8：45 ～17：15	072-754-6292
箕面市	〒562-0003 箕面市西小路4-6-1（箕面市役所別館3階） 箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 教職員人事室	8：45 ～17：15	072-724-6997
豊能町	〒563-0292 豊能郡豊能町余野414-1（豊能町役場1階） 豊能町教育委員会事務局 教育総務課	9：00 ～17：30	072-739-3426
能勢町	〒563-0392 豊能郡能勢町宿野28（能勢町役場南館1階） 能勢町教育委員会事務局 学校教育課	8：30 ～17：00	072-734-2693

※受付は市役所及び町役場の開庁日（休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月～金曜日）に行います。

◆勤務条件等について（大阪府内の公立学校と同じ）

【常勤講師等（臨時的任用・任期付採用）】

業務内容	常勤講師（養護助教諭）
任用形態	期間の定めあり 公立学校の教員に欠員状態が生じた場合、期限を付して臨時的任用（育児休業代替等の場合は、任期付採用）を行います。任用期間内は、毎日勤務していただきます（原則、週休日・休日を除きます。）。
条件付採用期間	・臨時的任用 条件付採用期間なし ・任期付採用 条件付採用期間あり（1年（養護助教諭は6カ月））
給与等	基本給与 大学新卒（4年制） 約241,000円 短大新卒（2年制） 約216,000円 ※基本給与とは給料月額に教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当を加えた額です。 ※経歴その他に応じて一定の基準により加算があります（ただし、加算の対象となるのは55歳までです）。 ※金額は令和2（2020年）年4月1日現在です（今後変更される場合があります。）。
	昇給 なし ※任用の都度、給料月額が決定されます（更新される場合を除く）。 ただし、給料月額は条例の改正に伴い変動する場合があります。
	諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、教員特殊業務手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じ支給されます。 ※扶養、住居手当は、月の初日に要件を満たしている場合に限りその月の手当が支給されます。ただし、期限満了日が月の初日の場合は、その月にかかる手当は支給されません。 通勤手当については、任用期間に応じて支給されます。 ※扶養、住居、通勤手当は届出をしないと支給されませんので事実が生じた場合は、直ちに届出をしてください。（任用期間が引き続かない場合は、改めての届出が必要です。） ※教員特殊業務手当（修学旅行等の泊を伴う行事の引率指導や土日等における部活動指導等に係る手当）は、実績があった翌月に支給されます。 ※期末、勤勉手当は基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員及び基準日前1カ月以内に退職した場合に在職期間に応じた額が支給されます。
	退職手当 引き続き6カ月以上の期間を勤務した場合は、一般の退職手当が支給されます。新たな任用が引き続く場合は在職期間として通算し、最後の退職の際に支給されます。
支払方法	給料（手当を一部含みます。） 月の1日から末日までの期間について、その月の月額が17日（その日が土曜日に当たるときは16日、日曜日又は休日に当たるときは18日（その日が休日に当たるときは15日））に支給されます。
	退職手当 一般の退職手当の支払いは、原則として、退職日から1カ月以内に支給されます。

勤務時間 ・休暇等	勤務時間 ・休暇等	週当たり 38 時間 45 分 (月～金/勤務日、土・日/週休日、祝日・12/29～1/3/休日) 昼間に授業を行う学校又は課程/8 時 30 分から 17 時 00 分 (休憩時間 45 分 : 11 時 00 分から 14 時 00 分までの間に置く) 夜間に授業を行う学校又は課程/12 時 45 分から 21 時 15 分 (休憩時間 45 分 : 13 時 30 分から 17 時 15 分までの間に置く) ※基本的な勤務時間の割振りであり、学校により異なる場合があります。
	時間外勤務あり	※職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 11 条に該当する場合に限りです。
	休 暇	年次有給休暇は 1 年間につき 20 日付与されます。 計算式 : (任用期間の日数 ÷ 365 日*) × 20 日 (小数点以下は切り捨て) ※2/29 を含む場合は 366 日 ※4 月 1 日から 3 月 31 日まで発令された場合は 20 日 特別休暇は、正規職員と同様に制度化されています。 (例) 結婚休暇、服喪休暇、子の看護休暇等
社会保険等	雇用保険	任用期間が 31 日以上 6 カ月未満の方のうち、退職手当の支給を受けることが期待できない方は加入となります。 なお、「職員の退職手当に関する条例 (昭和 40 年大阪府条例第 4 号)」に定める「失業者の退職手当 (※)」については、引き続き勤続期間が 12 カ月以上 (65 歳以上で退職する方は 6 カ月以上) で一定の要件を満たす場合に対象になります。 ※「失業者の退職手当」とは、雇用保険の失業給付に相当する「職員の退職手当に関する条例」上の制度
	健康保険 ・ 年金制度	任用の日から、公立学校共済組合の組合員となります。公立学校共済組合では、公立学校の教職員及びその被扶養者を対象に、短期給付 (病気、ケガ等への医療給付等) や長期給付 (年金) のほか、人間ドックなどの保健事業等を行っています。 ※公立学校共済組合大阪支部の HP (https://www.kouritu.or.jp/osaka/) 【働きながら年金を受給するときの注意事項】 在職中の年金については、次のとおり一部または全部が支給停止となります。 (1) 経過的職域加算額 (共済年金)、退職等年金給付 (年金払い退職給付) は全額支給停止となります。年金一元化前の「退職共済年金」の受給者は、職域年金部分が全額支給停止となります。 (2) 老齢厚生年金については、給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。年金一元化前の「退職共済年金」の受給者は、厚生年金部分が給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。 ※お問い合わせ先 組合員の資格の取得・喪失に関すること : 資格担当 06-6941-3164 長期給付 (年金) に関すること : 年金担当 06-6941-2864
	児童手当	大阪府から支給されます。 詳細は大阪府教育庁学校総務サービス課にお問い合わせください。 06-6941-0351 (代表) 内線 : 5448 (市町村立学校)
	介護保険	40 歳以上 65 歳未満の方は、介護保険第 2 号被保険者となりますので、介護掛金の徴収があります。
	災害補償	地方公務員災害補償法 (昭和 42 年法律第 121 号) の定めるところによります。
服 務	地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) の定める服務に関する規定 (法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業への従事等の制限等) が適用されます。	
任命権者	豊能地区各市町教育委員会	

【非常勤講師（会計年度任用職員）】

業務内容	教科の授業（付随する準備や評価を含みます。）												
任用形態	期間の定めあり 担当する授業の時間割に応じて勤務していただきます。												
条件付採用期間	条件付採用期間あり（1カ月）												
報酬等	<p>報酬額及び交通費相当額が支給されます。</p> <p>報酬額 授業1時間につき以下のとおりの額を支給します。（授業の開始時刻の前5分、終了時刻の後5分を含みます。ただし、授業1時間が50分に満たない場合は、授業に連続する準備や評価の時間と合算して60分。）につき以下のとおりの額を支給します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>授業1時間</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55分未満</td> <td>2,880円</td> </tr> <tr> <td>55分以上60分未満</td> <td>3,170円</td> </tr> <tr> <td>60分以上65分未満</td> <td>3,460円</td> </tr> <tr> <td>65分以上70分未満</td> <td>3,740円</td> </tr> <tr> <td>70分以上75分未満</td> <td>4,030円</td> </tr> </tbody> </table> <p>交通費相当額 通勤の事実の確認及び交通費相当額の決定は、届け出に基づき行います。</p> <p>昇給 なし</p> <p>勤勉手当 なし</p> <p>退職手当 なし</p> <p>期末手当 あり（ただし、任用期間が6カ月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の方（※）に限ります。）</p> <p>※「勤務時間が週あたり15時間30分以上の方」とは、次のいずれかの方のことをいいます。</p> <p>①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の方</p> <p>②任用期間において、月ごとに平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が6カ月以上の方</p>	授業1時間	報酬額	55分未満	2,880円	55分以上60分未満	3,170円	60分以上65分未満	3,460円	65分以上70分未満	3,740円	70分以上75分未満	4,030円
授業1時間	報酬額												
55分未満	2,880円												
55分以上60分未満	3,170円												
60分以上65分未満	3,460円												
65分以上70分未満	3,740円												
70分以上75分未満	4,030円												
支払方法	月の1日からその月の末日までの間における授業時間数の実績により計算した額が、翌月の10日（その日が週休日・休日に当たるときはその直前の銀行営業日）に支給されます。												
勤務時間・休暇等	<p>勤務時間 担当する教科の授業時間割（付随する準備や評価の時間として授業の開始時刻の前5分、終了時刻の後5分を含みます。ただし、授業1時間が50分に満たない場合は、授業に連続する準備や評価の時間と合算して60分。）に応じて勤務。</p> <p>時間外勤務 なし</p> <p>休暇 6カ月を超えて勤務する方に対し、一定の基準（下表参照）により年次有給休暇が付与されます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>1週間あたりの勤務日数</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>年次有給休暇日数</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別休暇（有給・無給） あり</p>	1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日	年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日
1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日								
年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日								
社会保険等	<p>原則、社会保険（健康保険、厚生年金保険）の適用はありません。ご自身で国民健康保険等に加入していただくことになります。</p> <p>雇用保険は、1週間の基本的な時間割において受け持つ授業時間が20時間以上で、31日以上任用期間がある場合、適用となります。</p> <p>災害補償 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによります。</p>												

服務	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。
任命権者	大阪府教育委員会または豊能地区各市町教育委員会

- ※ なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務条件明示書により確認してください。
- ※ 勤務時間が事業場を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、事実確認の上、勤務時間の変更等を行う場合があります。
- ※ 標記の勤務条件等は、令和 2 年 4 月 1 日現在の内容です。
今後、変更される場合があります。
その詳細については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）並びに職員の給与に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 35 号）、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和 39 年大阪府条例第 45 号）、職員の退職手当に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 4 号）、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年大阪府条例第 4 号）、職員の分限に関する条例（昭和 26 年大阪府条例第 41 号）、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年大阪府条例第 1 号）、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年大阪府条例第 176 号）、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 38 号）、大阪府立学校一般職非常勤補助員就業等規則（平成 28 年大阪府教育委員会規則第 20 号）、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 41 年大阪府教育委員会規則第 1 号）及び府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 41 年大阪府教育委員会規則第 2 号）等の関係法令により定められています。
- ※ **講師希望者登録内容**については、電子情報化し、講師任用の運用を目的として、**豊能地区各市町教育委員会（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）の教職員人事担当者**が必要に応じて参照します。
また、参照に際し、**豊能地区教職員人事協議会**が設置した専用の電子情報網を使用することがあります。

【ご注意】

- 講師登録することによって、欠員の補充や休暇・休業中の教員を代替するため、常勤講師（臨時的任用、任期付採用）及び非常勤講師（会計年度任用職員）として一定期間任用されます。登録以後の一連の手続きはこれらの職に係る採用選考を兼ねています。
ただし、必要が生じた場合に限り任用されるので、登録された人すべてが任用されるものではありません。
また、任用は住所や教科などの条件によるため、登録の順番は関係ありません。
欠員が生じた際には、各市町村教育委員会の教職員人事担当者より連絡させていただきます。
- 他府県や大阪府・大阪市及び堺市などで登録されていても、登録できます。